

《第1章》

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成 23 年（2011 年）1 月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成 23 年（2011 年）3 月に「白岡町環境基本計画」を、平成 28 年（2016 年）3 月に同計画の改訂版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」（以下、両計画を「第 1 次計画」といいます。）を策定しました。

第 1 次計画の期間中は、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震をきっかけに、エネルギー問題などの環境問題に対する一人一人の意識が大きく変化しました。本市では、平成 23 年（2011 年）5 月の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」といいます。）白岡菖蒲インターチェンジ（以下、「IC」といいます。）と久喜白岡ジャンクション（以下、「JCT」といいます。）間の開通、平成 24 年（2012 年）10 月の市制施行、平成 27 年（2015 年）10 月の圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿も変化してきました。

一方、世界では、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28 年（2016 年）～令和 12 年（2030 年）までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すための 17 の目標が示されました。

平成 27 年（2015 年）12 月には、COP21 でパリ協定が採択され、令和 2 年（2020 年）10 月に日本では令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減し、令和 32 年（2050 年）までには温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、近年の気候変動がもたらす影響が深刻化し、日本でも大雨の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など様々な被害が発生していることから、平成 30 年（2018 年）に「気候変動適応法」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための仕組みが整備されました。

このような背景の中で令和 3 年（2021 年）3 月に第 1 次計画の計画期間を終え、新たな 10 年間の環境への取組を定めた「第 2 次白岡市環境基本計画」（以下、「第 2 次計画」といいます）を策定しました。

しかし、第 2 次計画の策定から 5 年が経過し、令和 5 年（2023 年）6 月に令和 32 年（2050 年）までに本市における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったほか、令和 6 年（2024 年）5 月に日本の環境施策の大綱を定める「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことが位置付けられるなど、本市を取り巻く環境や環境課題に対する国内外の動向は変化し続けています。

こうした社会情勢の変化や新たな環境課題に対応するため、10 年間の計画期間（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））の折り返しを迎えたこの機に、第 2 次計画の改訂を行い、「第 2 次白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定することとしました。

■白岡市環境基本条例 前文

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

■白岡市における環境に係る取組の経緯

制定・策定期間	内容
平成14年3月	白岡町環境率先実行計画の策定
平成23年1月	白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）の施行
平成23年3月	（第1次）白岡町環境基本計画の策定
平成24年3月	（第1次）白岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 ※白岡町環境率先実行計画から名称を変更
平成28年3月	（第1次）白岡町環境基本計画の改訂（中間見直し）
平成29年3月	第2次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和3年3月	第2次白岡市環境基本計画の策定
令和4年3月	第3次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和5年6月	ゼロカーボンシティ宣言
令和8年3月	第2次白岡市環境基本計画の改訂（中間見直し） 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

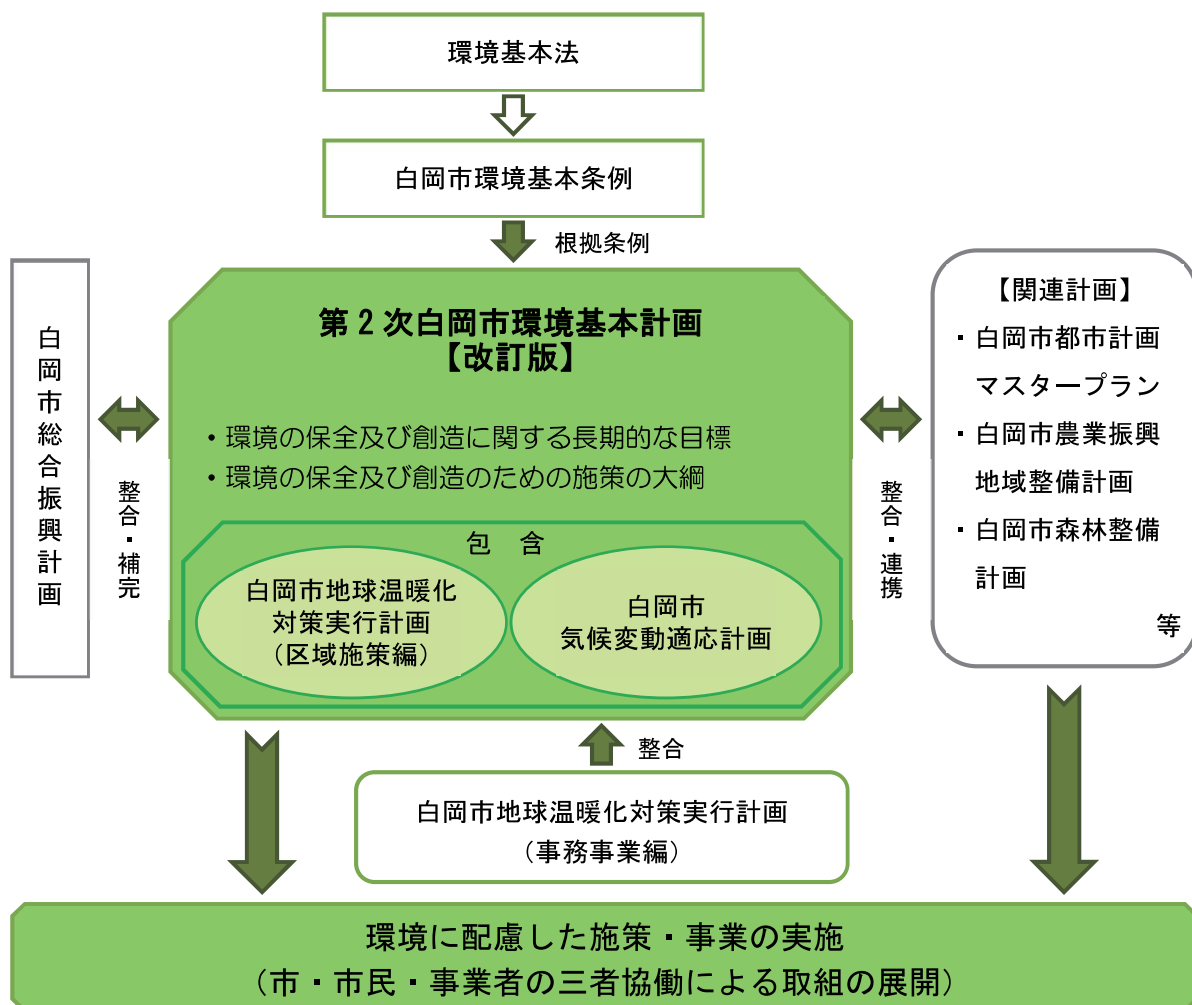
2. 計画の位置付け

本計画は、「白岡市環境基本条例」に基づいて策定するものであり、「白岡市総合振興計画」を上位計画とした個別計画です。環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本となるものです。

施策の実施に当たっては、「白岡市都市計画マスタープラン」など、ほかの行政計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す望ましい環境像の実現に当たっては、市民・事業者も環境に配慮した取組を行っていくことが必要なことから、市・市民・事業者の三者の各取組についても示す計画となっています。

なお、第2次計画の改訂に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「白岡市気候変動適応計画」を包含することとし、既に策定されている「白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合を図ります。



■計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、中間年となる令和7年度（2025年度）に改訂を行いました。

また、改訂版より本計画に包含する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量の削減目標については、国の目標年に準拠し、令和12年（2030年）の目標値を設定します。

■計画の期間

計画	年度	H25 (2013)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
第2次白岡市環境基本計画							改訂			【改訂版】		
白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	基準年度											
白岡市気候変動適応計画												

4. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 自然環境に関すること

動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に関わる要素が含まれます。

主な要素	樹林地：里山林／屋敷林／社寺林 など 農地：遊休農地／農業体験 など 水辺空間：河川／池沼／用排水路 など 動植物：生態系／在来種／外来種 など
------	---

(2) 生活環境に関すること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

主な要素	都市型公害：水質汚濁／大気汚染／土壌汚染／悪臭／騒音／振動／排気ガス など 身近な環境汚染：光化学スモッグ／有害化学物質／放射性物質／PFAS など
------	---

(3) 快適環境に関すること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに係る環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化などに関わる要素が含まれます。

主な要素	都市づくり：都市計画／土地区画整理事業／地区計画／道路／歩道／防災／耐震化／ユニバーサルデザイン など 公園や景観：公園・緑地／景観計画／文化財／街路樹／緑化／雑草 など 環境美化：ごみゼロ・クリーン運動／美化活動／不法投棄／環境パトロール など
------	---

(4) 地球環境に関すること

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

主な要素	廃棄物：ごみの分別／資源回収／3R など エネルギー：再生可能エネルギー／省エネルギー など 地球温暖化：緑のカーテン／エコライフ／断熱住宅／ZEH など
------	---

(5) 人づくりに関すること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代、年齢の市民一人一人の意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

主な要素	環境教育：学校教育／家庭／環境配慮／意識啓発／人材バンク など
------	---------------------------------

5. 計画の全体構成

本計画の構成は、以下のとおりとします。

第1章 計画の基本的事項

計画の趣旨や期間、対象とする環境の範囲など本計画の基本的な事項について示します。

第2章 白岡市の環境の現状と課題

本市の環境の現状、市民や事業者のアンケート調査結果について整理するとともに、それらを踏まえて本市の環境に関する課題を示します。

第3章 白岡市の環境目標

本市が将来目指すべき望ましい環境像とそれを実現するための目標について示します。

第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組

望ましい環境像を実現するために、市・市民・事業者が取り組むべきことについて示します。

第5章 リーディングプロジェクト

望ましい環境像を実現するために、計画推進の初動を促し、先導的な役割を果たす取組（リーディングプロジェクト）を示します。

第6章 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、本市から排出される温室効果ガスに関する現況及び将来の推計、削減目標、削減に向けた取組などについて示します。

第7章 白岡市気候変動適応計画

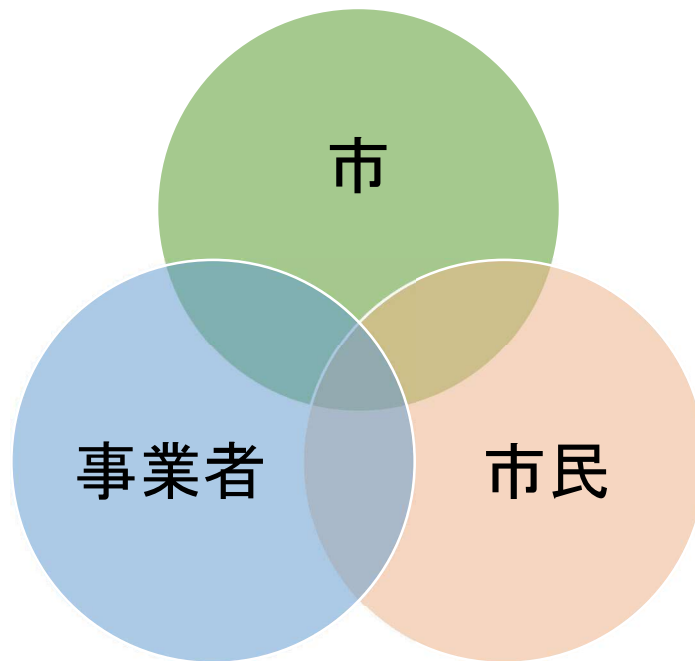
「白岡市気候変動適応計画」を策定し、近年の気候変動に対する適応策について示します。

第8章 計画の進行方策

計画を進行管理するための考え方、方法、組織体制について示します。

6. 計画の実施主体

本計画の実施主体は、市・市民・事業者の三者であり、これら主体の「三者協働」により、本計画の望ましい環境像の実現に向けて取組を実施することとします。



■計画の実施主体